

# デイサービス シンGとハイG 運営規程

## (事業目的)

第1条 有限会社フリーウェイが開設する、デイサービス シンGとハイGが行う第1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス）（以下「事業所」という。）が行う事業において、適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員・看護職員・介護職員等の職員（以下「職員」という。）が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、介護保険法にのっとり適正な介護予防通所介護相当サービスを提供することによって、地域社会の福祉の増進と暮らしやすい地域づくりの推進を目的とする。

## (運営方針)

第2条 利用者が要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で普通の暮らしを継続できるよう、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供することによって、利用者の社会的孤立の解消及び心身機能の維持・回復並びに利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図る。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 デイサービス シンGとハイG
- (2) 所在地 静岡県富士宮市田中町762番地の1 フクCー田中1階

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名・・・常勤  
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自ら1号通所介護（介護予防通所介護相当サービス）の提供に当たるものとする。
- (2) 生活相談員 1名以上・・・利用者及び家族からの相談に応じ、介護予防通所介護相当サービス計画の作成やサービスの調整等を行う。
- (3) 介護職員 4名以上・・・日常生活に必要な介助及び送迎を行う。
- (4) 看護職員 1名以上・・・非常勤(機能訓練指導員兼務)  
健康チェック等を行うことにより、利用者の健康状態を的確に把握するとともに、利用者がサービスを利用する為に必要な健康管理を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名以上・・・日常生活を営むために必要な機能の改善や現状の能力の維持や減退の防止のための訓練を行う。

## (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。  
(ただし、12月29日～31日・1月1日～3日を除く)
- (2) 営業時間 8時00分から17時00分までとする。
- (3) サービス提供時間 9時00分から16時05分までとする。

(第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の定員)

第6条 1日あたりの定員は30名とする。

(第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の内容)

第7条 サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 送迎サービス 利用者宅の玄関先から事業所の玄関先の送迎を行う。
- (2) 入浴サービス 一人での入浴が困難な利用者に対して、入浴介助を行う。
- (3) 食事サービス 利用者の体調に合わせた調理法と栄養バランスの摂れた食事の提供。
- (4) 介護サービス 身体的・精神的な負担の軽減を図るための、相談・介助等を行う。
- (5) レクリエーション 個々の趣味・娯楽・教養などを主体としたサービスの提供。
- (6) 機能訓練 日常生活の動作・精神力の向上を目的とする。
- (7) 健康管理 看護職員による血圧・脈拍・体温などの測定や体調のチェック。
- (8) 日常生活上の相談・援助 利用者の不安の解消につながるようアドバイスする。

(利用料及びその他の費用の額)

第8条 第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の利用料は富士宮市が定める基準によるものとする。当該第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)が法定代理受領サービスであるときは、富士宮市が定める額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。法定代理受領以外の利用料については、富士宮市が定める額とする。

- 2 事業所は、前項の支払いを受ける額その他、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けるものとする。
  - (1) 食費350円(税込み・おやつ代含む)とする。
  - (2) おむつ代100円(税込み) パット代20円(税込み)
  - (3) レクリエーション代 実費
  - (4) その他日常生活において利用者が負担することが適当であるものは実費とする。
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けるとする。
- 4 利用者は、原則利用月の翌月(27日)までに口座引落としにより利用料等を支払うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、富士宮市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は、第1号通所事業(介護予防通所介護相当サービス)の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとする。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるように留意する。
- (2) 入浴サービスを受ける場合の留意事項
  - ・血圧測定の状態、その日の健康状態に変調がある場合には入浴を控える。
- (3) 食事サービスを利用する際の留意事項
  - ・常食以外の食事を必要の場合は職員に申し出る。
- (4) 送迎サービスを受ける場合の留意事項
  - ・職員の指示に従う。
- (5) 利用時間の変更の際の留意事項
  - ・気象条件・災害等の非常事態が発生した場合等、事業所がやむを得ない事情によりサービスの提供時間を変更する場合がある。
- (6) 喫煙についての留意事項
  - ・施設内は禁煙のため、喫煙の際は、所定の場所にて職員の指示に従う。
- (7) 貴重品の管理

- ・原則、貴重品（金銭・宝石類・腕時計等）の持ち込み禁止とする。  
やむを得ず持参する場合は、自己責任によるものとする。
- (8) 設備・器具の利用
  - ・安全かつ快適な利用のため、設備・器具の利用にあたっては職員の指示に従う。
- (9) その他
  - ・事業所を利用する他の利用者の人格を尊重し、職員の指示に従う。

(緊急時等における対応方法)

第11条 第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

(非常災害対策)

第12条 非常災害等に備えるため、具体的な防災計画を立て、避難、救出その他必要な訓練を年1回以上定期的に行うものとする。

非常時対応	管理者を中心に全職員による利用者様の安全の確保と避難場所への誘導・救護体制の確保
近隣との協力関係	地域の避難場所（富岳館高校）
平常時の防災訓練	非常災害に備えるため、年1回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。
防災備品	消火器 2本・応急手当セット・携帯ラジオ・拡声器・懐中電灯・乾電池 ヘルメット 30個・非常用食料・飲料水
消防計画	防火責任者：佐野 文昭 消防計画策定済み

(衛生管理等)

第13条 事業所は利用者の使用する施設、食器その他設備又は飲用に供する水等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所内において感染症の発生又はそのまん延の防止をするために、必要な措置を講じなければならない。
  - (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の設置
    - ・委員会の開催 おおむね半年に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要応じ随時開催する。
  - (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
  - (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の実施
    - ・採用時研修 採用後1か月以内
    - ・継続研修 年1回以上
    - ・訓練の実施 年1回以上

(事故発生時の対応、損害賠償)

第14条 事業所は、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員、市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。

- 3 事業所は、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の提供にあたり、利用者又は利用者の家族の生命、身体、財産等に損害が発生した場合は、速やかに利用者又は利用者の家族に対して損害を賠償します。ただし、当該損害について事業所の責任を問えない場合はこの限りではありません。
- 4 前項の義務履行を確保するため、事業所は損害賠償保険に加入します。
- 5 利用者又は利用者の家族に重大な過失がある場合、損害額を減額することができます。

(苦情処理)

第15条 事業所は、提供した第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）に係る利用者又はその家族からの苦情等に迅速かつ適切に対応するために、苦情等を受け付けるための窓口を設置する。

事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

利用者様は、当事業所の指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）の提供について、いつでも苦情を申し立てることができます。利用者様は、当事業所に苦情を申し立てたことより、何らの差別待遇を受けることはありません。

苦情相談窓口 担 当： 管理者 遠藤嘉代子  
 電話番号： 0544-22-8810  
 受付時間： 月～土 8 時 ～ 17 時

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

市 町 村	担当窓口 富士宮市保健福祉部高齢介護支援課介護保険係 0544-22-1141
国民健康保険団体連合会	担当窓口 国民健康保険団体連合会保険課 054-253-5590

第16条 (福祉サービス第三者評価)

第三者評価の実施	無し
実施した直近年月日	
実施した評価機関の名称	
表か結果の開示状況	

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、虐待防止のための指針を整備するとともに、必要な体制の整備を行い、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

- (1) 虐待防止に関する責任者 担当： 管理者 遠藤嘉代子
- (2) 成年後見人制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者の家族など高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

(身体拘束について)

第18条 事業所は、事業の実施に当たっては、利用者又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他の必要な事項を記録しなければならない。
- 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じなければならない。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の設置・委員会の開催年 1 回以上
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針の整備
- (3) 身体拘束等の適正化のための研修の実施
  - ・採用時研修 採用後 1 か月以内
  - ・継続研修 年 1 回以上

(ハラスメントに関する事項)

第 19 条 事業所は、適切な通所介護等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護職員等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(業務継続計画の策定等)

- 第 20 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護（介護予防通所介護相当サービス）等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
  - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての重要事項)

第 21 条 事業所は、職員の質的向上を図るための研修会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 職員研修・・・新規採用時の研修は採用から 1 か月以内に行う。  
継続研修は年に 6 回以上行う。
- (2) 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(規定の補足)

第 22 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は有限会社フリーウェイと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 平成 28 年 1 月 15 日から施行する。

平成 30 年 6 月 15 日を以って改定施行する。

令和 元年 6 月 15 日を以って改定施行する。

令和 元年 12 月 1 日を以って改定施行する。

令和 2 年 4 月 15 日を以って改定施行する。

令和 4 年 2 月 1 日を以って改定施行する。

令和 4 年 9 月 1 日を以って改定施行する。

令和 6 年 5 月 29 日を以って改定施行する。

令和 6年 9月 1日を以って改定施行する。